

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔府令・省令〕

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務二〇三）
- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（外務二〇三）
- 令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件（厚生労働二二三）

〔官庁事項〕
公聴会
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

〔人事異動〕
内閣 内閣府 厚生労働省

〔裁判所〕
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、会社更生、
再生、所有者不明関係、
会社その他

〔官庁報告〕
〔叙位・叙勲〕

- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務二）
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六〇）

〔省令〕

- 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公示する件の一部を変更する件（農林水産一二一〇）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつた件（国家公安委員会告示配六）

特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域を変更する件（大阪府公安委告示配一）

- 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（文部科学・経済産業二）
- その他告示

〔法規的告示〕

- 東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務二七三）
- 特定国外派遣組織を指定する件（同二七四）

- 道路に関する件（北陸地方整備局四二一・四四）
- （四国地方整備局四五）

〔公 告〕

〔公 告〕

- 有権者申出方、司法書士懲戒処分、公示送達関係

府令・省令

○内閣府令第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条の二第一項の規定を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）
は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（郵便貯金銀行が業務を行おうとするとき の届出）	
第三条の二 郵便貯金銀行は、法第百十条の二第一項後段の規定による届出をしようとしたときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。	〔新設〕
一 当該業務の内容及び方法を記載した書類	
二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類	
イ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを明らかにする書類	
ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類	
三 法第百十条の二第二項の規定を遵守するため講じた措置及び講じようとする措置を記載した書類	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附 則	この命令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）及び地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第一百八十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

財務大臣 加藤 勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第五条の六第六項第三号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第七項第二号中「第四条第二号口」を「第四条第一項第二号口」に改める。

第二十条第九項第三号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第十項第二号中「第四条第二号口」を「第四条第二項第二号口」に改める。

附 則

この省令は、令和七年八月十六日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条第三項の規定に基づき、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十五日

文部科学大臣 阿部 俊子
経済産業大臣 武藤 容治

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 (略) II 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項	一 (略) II 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(以下「特定研究成果活用支援事業者」という。)が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii) (略)

備) 役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役員(特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等(以下「関係国立大学法人等」という。)の役員(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第十一条若しくは第二十四条に規定する役員又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十二条に規定する役員をいう。)若しくは職員その他のこれに類する者又は設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員をいう。以下同じ。)以外の者である社外取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)であること。

(iv)～(vi) (略)
(2)～(16) (略)

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(以下「特定研究成果活用支援事業者」という。)が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii) (略)

備) 役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役員(特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等(以下「関係国立大学法人等」という。)の役員(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第十一条又は第二十四条に規定する役員をいう。)又は職員その他のこれに類する者をいう。以下同じ。)以外の者である社外取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)であること。

セ の 他 附 则

いの告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和七年八月十六日)から施行する。

○総務省告示第1157号
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第八項の規定に基づいて、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示す。

令和七年八月十五日

一 申請期間
令和七年八月十八日(月)八時三十分から同年九月十九日(金)十七時までの間
二 無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲
対地静止衛星軌道 東経百三十六度±〇・一度
三 使用する周波数
一二・二七GHzを超べ一二・七五GHz以下

四 その他免許の申請に資する事項
同一軌道位置において既に免許を受け運用している人工衛星局が存在するとかば、二に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。
五 申請書の提出場所
申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六 問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係 電話〇一一(五)一五〇一五九〇一〇

○総務省告示第1157号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の二第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、次

令和七年八月十五日

総務大臣

村上誠一郎

一名 称 令和七年度米尼軍等との実動訓練参加部隊
二 国外派遣期間 令和七年八月十八日から令和七年九月十八日まで
三 派遣人数(概数) 四百人程度

四 派遣地域 インドネシア共和国
○外務省告示第1157号

第九回アフリカ開発会議に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年八月十五日

外務大臣 岩屋 育

パンフィヨン横浜

期間	令和七年八月十九日から令和七年八月二十一日まで	
対象外國公館等の所在地	対象外國公館等の敷地	対象外國公館等の敷地
神奈川県横浜市 中区	神奈川県横浜市 西区	神奈川県横浜市 西区
新港二丁目、一番(次の図面に示す部分に限る)、二番から四番まで、五番から八番まで及び九番(次の図面に示す部分に限る)	みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、一番(次の図面に示す部分に限る)及び三番、みなとみらい三丁目、四番から七番まで、みなとみらい四丁目、五番及び六番(いわゆる二番及び三番、みなとみらい五丁目、一番(次の図面に示す部分に限る)並びに七番から十番まで、みなとみらい六丁目、二番(次の図面に示す部分に限る)、三番及び四番(次の図面に示す部分に限る))	みなとみらい一丁目、一番(次の図面に示す部分に限る)

○総務省告示第1157号
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第八項の規定に基づいて、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示す。

令和七年八月十五日

総務大臣 村上誠一郎

一 北緯三十五度二十七分五十七秒、東経百三十九度三 十七分五十五秒	一から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
二 北緯三十五度二十七分五十八秒、東経百三十九度三 十七分五十七秒	二から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
三 北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十九度三 十八分二秒	三から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
四 北緯三十五度二十七分五十四秒、東経百三十九度三 十八分六秒	四から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
五 北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三 十八分十八秒	五から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
六 北緯三十五度二十七分四十六秒、東経百三十九度三 十八分十九秒	六から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
七 北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三 十八分三十五秒	七から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
八 北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三 八分十二秒	八から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
九 北緯三十五度二十七分十六秒、東経百三十九度三 八分一秒	九から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
十 北緯三十五度二十七分十七秒、東経百三十九度三 八分一秒	十から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域
十一 北緯三十五度二十七分十八秒、東経百三十九度三 十八分	十一から十一に掲 げる点を順次に掲 げた線及び に掲げる点と十一 に掲げる点と十一 を結ぶ海岸線に海 域

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置てて縦覧に供する。

- 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省告示第一四一・一二三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第一号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事

業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第一百五十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十六日以後に支出する寄附金について適用する。

令和七年八月十五日

本文第一号中「出資に関するものを除く」を「同号に規定する設置及び管理に限る」に改める。

○厚生労働省告示第一百一十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和七年厚生労働省告示第一四三号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定による告示し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月十五日

第五の一の2の中「二十五万リットル」を「六・七万リットル」に、「四十万リットル」を「五十九・三万リットル」に改める。

別表の血液凝固第四因子の項中「48,400」を「36,400」と「567,700」を「555,700」と「407,400」を「405,200」と「975,100」を「960,800」に改める。

厚生労働大臣 福岡 資磨

令和七年八月十五日

○農林水産省告示第三四号		○農林水産省告示第三四号	
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月九日付けをもつて次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。		農林水産省告示第三四号	
都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県別漁獲可能量
(略)	(略)	(略)	(略)
宮崎県	13,300	宮崎県	9,300
(略)	(略)	(略)	(略)
三 (略)		三 (略)	
第四～第九 (略)		第四～第九 (略)	

農林水産省告示第三四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月九日付けをもつて次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎
環境大臣 浅尾慶一郎

承認番号 25-46P-0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長 大島 美紀 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	半矮性トウモロコシ (<i>GA2ox SUP, Zea mays subsp. mays (L.) Iltis</i>) (MON94804, OECD UI: MON-94804-4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○農林水産省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎
環境大臣 浅尾慶一郎

承認番号 25-46P-0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長 野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (<i>ipd072Aa, pat, Zea mays subsp. mays (L.) Iltis</i>) (DP51291, OECD UI: DP-051291-2)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号 25-46P-0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長 野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ダイズ (<i>cry1B, 61, 1, cry1Ca, 03, vip3Ab1, 740, Glycine max (L.) Merr.</i>) (COR1921, OECD UI: COR-01921-4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法

所在地：栃木県宇都宮市清原工業団地19番地2 セラニーズ株式会社宇都宮事業所内

名称：コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 組換え農作物隔離ほ場

使用期間：承認日から令和11年（2029年）3月31日まで

1 隔離ほ場の施設

- (1) 部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。
- (2) 隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。
- (3) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。
- (4) 本遺伝子組換えダイズの種苗が、野鳥等の食害により拡散することを防止するため、播種時及び成熟期から収穫期には防鳥網を設置する。

2 隔離ほ場での作業要領

- (1) 本遺伝子組換えダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。
- (2) 本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。
- (3) (2)により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。
- (4) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。
- (5) 隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるよう、設備の維持及び管理を行う。
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。
- (7) 別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。
- (8) 生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から1週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長 高松 謙

(二) (-) 道路の種類 一般国道
路線名 八号

一 特定抗争指定暴力団等 令和6年6月21日大阪府公安委員会 告示第六十四号に係る特定抗争指定暴力 団等	(一) 名称 六代目山口組 (二) 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市灘区 篠原本町四丁目三番一號 (三) 代表する者の氏名 桑田 建市 (四) 代表する者の住所 感知県名古屋市昭和区 妙見町十番地 (五) 指定番号 六二二一五一一 (六) 指定をした年月日 令和6年6月21日 (七) 変更後の警戒区域 大阪市及び寝屋川市の 区域
一 特定抗争指定暴力団等 令和6年6月21日大阪府公安委員会 告示第六十四号に係る特定抗争指定暴力 団等	(一) 名称 総會 (二) 主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香 里北之町十一番十八号 (三) 代表する者の氏名 金 楠紀 (四) 代表する者の住所 兵庫県神戸市長田区五 番町三丁目五番地の七 (五) 指定番号 六二二一四一一 (六) 指定をした年月日 令和6年6月21日 (七) 変更後の警戒区域 大阪市及び寝屋川市の 区域

公示送達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者

送達する書類

住所(居所)	氏名(名称)	事件の表示	書類名
徳島県徳島市南庄町1-30-3-406	山本 貴志	特願2022-141031	拒絶査定の謄本
京都府京都市左京区吉田本町36-1 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ	デ・ファクト・スタン ダード合同会社	特5688533	手続却下の処分の 謄本
京都府京都市伏見区羽束師鴨川町 114番地5	ハッピーホーム株式会 社	商願2023-055992	登録査定の謄本
大阪府吹田市岸部北5丁目3番12号	畠山 義文	意願2024-021487 意願2024-021487	登録査定の謄本 通知書
大阪府大阪市住吉区我孫子2丁目7 番4号サザンコート1 102号	ユ ピョンウ	商願2023-146011	拒絶査定の謄本

公 告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人杉垣公基の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年8月15日 横浜地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年8月15日 法務大臣 鈴木 靖祐
記

氏名 吉田 崇子

所属する司法書士会 東京司法書士会

登録番号 東京第7199号

事務所の所在地 東京都中央区新富1丁目10番5
号 ディ・レジデンセス銀座東502号

大阪府大阪市生野区鶴橋4丁目12-17	株式会社 ムラテクノロジー	P C T / J P 2020/036102	出願却下の処分の 謄本
Institutskiy per., 16 RU-127030 Moscow(RU)	Limited Liability Company "Management Company of the Novard Group"	国際登録番号 1735577	拒絶査定の謄本
Institutskiy per., 16 RU-127030 Moscow(RU)	Limited Liability Company "Management Company of the Novard Group"	国際登録番号 1746175	拒絶査定の謄本
Institutskiy per., 16 RU-127030 Moscow(RU)	Limited Liability Company "Management Company of the Novard Group"	国際登録番号 1747213	拒絶査定の謄本
中国浙江省杭州市蕭山区城廂街道湘湖路42号e 8信息文創園A区A253室	杭州報佳音電子商務有限公司	取消2023-300581	審決の謄本
中国浙江省杭州市蕭山区城廂街道湘湖路42号e 8信息文創園A区A253室	杭州報佳音電子商務有限公司	取消2023-300582	審決の謄本
アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 02142 ケンブリッジ ケンダル ストリート 450	トルク セラピューティクス、インク.	取消2024-300090	審決の謄本
中華人民共和国アンホイ・プロヴィンス、ハーフェイ、バオホー・ディストリクト、マーアン・シャン・ロード、ナンバー-130、ワンダ・スクエア、エリアC、プロック6、ルーム2504	アンホイ・キングコア・インフォメーション・テクノロジー・カンパニー	取消2024-300257	審決の謄本
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 91355 バレンシア アベニュー クロッカ 28165	レミントン デザインズ リミテッド ライアビリティ カンパニー	取消2024-300327	審決の謄本
ドイツ83236ユーバーゼー、ゼーロ ゼンヴェーク10番	マルティン・インダーリ	取消2024-300654	審決の謄本
シンガポール国 048616 #38-61 ワン ラッフルズ プレイス オ フィス タワー 2	スカイ プレミアム インターナショナル ピーターイー エル ティーディー	取消2025-300092	請求書副本の送達通知
アメリカ合衆国 02142 マサ チューセッツ州、ケンブリッジ、ウ エスト ケンダル ストリート 675	モメンタ ファーマ シューティカルズ, インク.	取消2025-300106	請求書副本の送達通知
アメリカ合衆国 02142 マサ チューセッツ州、ケンブリッジ、ウ エスト ケンダル ストリート 675	モメンタ ファーマ シューティカルズ, インク.	取消2025-300107	請求書副本の送達通知
アメリカ合衆国 02142 マサ チューセッツ州、ケンブリッジ、ウ エスト ケンダル ストリート 675	モメンタ ファーマ シューティカルズ, インク.	取消2025-300108	請求書副本の送達通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年8月15日

特許庁長官

令和7年（家）第9429号

石川県金沢市広坂1丁目1番1号
申立人 金沢市

本籍石川県金沢市米泉町9丁目14番地1、最後の住所石川県金沢市米泉町9丁目14番地1、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日推定令和3年12月26日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和37年10月6日、職業不明
被相続人 亡 西村 優
事務所石川県金沢市大手町15番32号 アイビーガーデン大手町303号 金沢みらい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 島田 明子
催告期間満了日 令和8年3月13日
金沢家庭裁判所

令和7年（家）第8018号

石川県金沢市新神田3丁目8番3号北島法律事務所
申立人 北島 正悟
本籍石川県鳳珠郡能登町字本木五字96番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字藤波井字48番地2石川県鳳寿荘、死亡の場所石川県鳳珠郡能登町、死亡年月日令和6年4月11日、出生の場所石川県鳳至郡南北村、出生年月日昭和3年8月1日、職業無職
被相続人 亡 千場 千鶴
事務所石川県金沢市新神田3丁目8番3号北島法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北島 正悟
催告期間満了日 令和8年3月2日
金沢家庭裁判所珠洲出張所

令和7年（家）第5035号

長野県千曲市大字八幡3733番地
申立人 石井 理恵
本籍長野県千曲市大字稻荷山161番地3、最後の住所長野県千曲市大字稻荷山161番地3、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和5年1月23日、出生の場所長野県更級郡稻荷町、出生年月日昭和27年8月20日、職業無職
被相続人 亡 中山 一雄
事務所長野県千曲市大字戸倉1453番地
相続財産清算人 司法書士 笠井 恵三
催告期間満了日 令和8年3月26日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第5045号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍長野県千曲市大字屋代292番地4、最後の住所長野県千曲市大字屋代292番地4、死亡の場所長野県千曲市、死亡年月日令和6年1月7日、出生の場所長野県南佐久郡切原村、出生年月日昭和17年2月10日、職業不明
被相続人 亡 勝俣 昭一
事務所長野県千曲市大字栗佐1196番地1
相続財産清算人 司法書士 加藤 章
催告期間満了日 令和8年3月26日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第121号

東京都新宿区西新宿6丁目11番3号
申立人 大和リビング株式会社
本籍静岡県牧之原市細江2808番地2・2809番地合の1、最後の住所静岡県牧之原市細江2808番地2・2809番地合の1、死亡の場所静岡県牧之原市、死亡年月日令和6年7月30日、出生の場所静岡県榛原郡御前崎村、出生年月日昭和29年11月13日、職業自営業
被相続人 亡 松下 和稔
静岡県島田市大川町8番の13 島田みらい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鳥居 恒子
催告期間満了日 令和8年2月25日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第2061号

滋賀県大津市馬場1丁目10番6号
申立人 羽田 智也
本籍滋賀県大津市錦織2丁目813番地、最後の住所滋賀県大津市穴太2丁目6番5号、死亡の場所京都府京都市山科区、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和17年6月18日、職業無職
被相続人 亡 中家 清子
滋賀県大津市京町2丁目1番18号初音ビル2階ひらい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平井 建志
催告期間満了日 令和8年3月30日
大津家庭裁判所

令和7年（家）第999号

東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号
申立人 特定非営利活動法人りすシステム
代表者理事 杉山 歩
申立人手続代理人弁護士 本多 麻紀

本籍滋賀県草津市矢倉2丁目758番地、最後の住所京都市右京区山ノ内瀬戸畠町20番地1瀬戸畠ハイツ207、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日平成30年8月14日、出生の場所滋賀県草津市、出生年月日昭和31年10月10日、職業無職

被相続人 亡 宇野佳代子
事務所京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66 京都証券ビル6階 弁護士法オールワン法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 順子
催告期間満了日 令和8年3月5日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第1053号

京都府長岡京市開田2丁目14番地11号
申立人 藤岡 知子
申立人手続代理人弁護士 青野 理俊
本籍京都府長岡京市開田2丁目11番地、最後の住所京都府長岡京市開田2丁目14番11号、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所京都府乙訓郡長岡町、出生年月日昭和35年1月11日、職業無職
被相続人 亡 藤岡 良樹
事務所京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595番地3 大同生命京都ビル2階022号室虎ノ門法律経済事務所京都支店
相続財産清算人 弁護士 今井 良輔
催告期間満了日 令和8年3月5日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第1070号

京都市伏見区東大手町756 桃山SKビル4F 中川龍也法律事務所

申立人 中川 龍也
本籍和歌山県紀の川市杉原724番地、最後の住所京都市南区久世大藪町1番地の8、死亡の場所京都市南区、死亡年月日令和6年12月17日、出生の場所京都市南区、出生年月日昭和33年1月21日、職業無職
被相続人 亡 泊 博美

事務所京都市中京区烏丸御池上ル ヤサカ烏丸御池ビル5階 けやき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伏見 康司
催告期間満了日 令和8年3月5日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第4186号

大阪府松原市上田1丁目10番7号山田YKビル2F
申立人 一般社団法人成年後見ネットワークおさか

本籍大阪府松原市田井城2丁目203番地15、最後の住所大阪府松原市北新町3丁目2番40号、死亡の場所大阪府松原市、死亡年月日令和7年5月9日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和13年10月18日、職業無職
被相続人 亡 道前智恵子

事務所大阪市北区西天満2丁目11番8号アメリカンビル6階
相続財産清算人 弁護士 永榮久仁子
催告期間満了日 令和8年3月16日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第4194号

大阪市中央区内本町1丁目1番6号本町カノヤビル701号
申立人 松田 素行
本籍大阪府豊中市夕日丘3丁目7番、最後の住所大阪府富田林市大字甘南備216番地、死亡の場所大阪府堺市南区、死亡年月日令和7年5月7日、出生の場所鹿児島県肝属郡垂水町、出生年月日昭和32年12月19日、職業無職
被相続人 亡 河崎 雄二

事務所大阪市中央区備後町2丁目4番6号森田ビル6階

相続財産清算人 弁護士 船戸貴美子
催告期間満了日 令和8年3月16日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第30160号

岡山県赤磐市二井399
申立人 児島 房子
本籍岡山県岡山市南区郡1217番地、最後の住所岡山県岡山市南区並木町1丁目2番13号、死亡の場所岡山県岡山市東区、死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和28年2月28日、職業無職
被相続人 亡 大玉 生

事務所岡山県岡山市北区番町1-7-26
相続財産清算人 弁護士 羽原 真二
催告期間満了日 令和8年3月4日
岡山家庭裁判所

令和7年（家）第5070号
 千葉県印西市北山町200番地
 申立人 安部 明子
 本籍岡山県井原市北山町200番地、最後の住所岡山県井原市北山町200番地、死亡の場所岡山県井原市、死亡年月日令和7年1月19日、出生の場所岡山県小田郡美星町、出生年月日昭和39年2月14日、職業住職
 被相続人 死 安部 寛清
 岡山県笠岡市中央町36-1トピア駅前ビル3階備中綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 片岡 靖隆
 催告期間満了日 令和8年3月6日
 岡山家庭裁判所倉敷支部
令和7年（家）第9130号
 高知市二葉町17番1号
 申立人 藤橋 章人
 本籍宮崎県日向市東郷町八重原迫野内771番地、最後の住所福岡県中間市池田1丁目26番17号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日平成25年5月6日、出生の場所福岡県遠賀郡中間町、出生年月日昭和25年8月5日、職業不明
 被相続人 死 藤橋 剛
 事務所北九州市門司区柳町2丁目1番24号馬場ビル401号
 相続財産清算人 弁護士 清田 美喜
 催告期間満了日 令和8年3月16日
 福岡家庭裁判所小倉支部
令和7年（家）第328号
 福岡県行橋市行事7丁目24番25号 柏木直生方
 申立人 柏木 祐子
 本籍福岡県北九州市小倉南区守恒本町1丁目15番、最後の住所福岡県行橋市北泉3丁目11番1号行橋記念病院、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和24年4月26日、職業無職
 被相続人 死 小林つるゑ
 福岡県行橋市行事7丁目24番25号 柏木直生方
 相続財産清算人 司法書士 柏木 祐子
 催告期間満了日 令和8年3月19日
 福岡家庭裁判所行橋支部

令和7年（家）第404号
 岐阜県揖斐郡大野町大字下方590番地1
 申立人 若原 理子
 本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永1059番地、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町脣永1059番地、死亡の場所岐阜県揖斐郡揖斐川町、死亡年月日令和7年1月16日、出生の場所岐阜県揖斐郡養基村、出生年月日昭和8年10月14日、職業無職
 被相続人 死 窪田 猛男
 岐阜県大垣市神田町1丁目61番地けやきH1L1S106いとう総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大倉 範子
 催告期間満了日 令和8年2月27日
 岐阜家庭裁判所大垣支部
令和7年（家）第419号
 岐阜県揖斐郡大野町大字上磯518番地
 申立人 加納 正雄
 本籍岐阜県大垣市熊野町1154番地1、最後の住所岐阜県大垣市熊野町1154番地1、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和7年1月14日、出生の場所岐阜県安八郡和合村、出生年月日昭和7年10月6日、職業無職
 被相続人 死 山中たみ子
 岐阜県海津市海津町馬目261番地1 ジエミニコートA203かいづ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小山 哲
 催告期間満了日 令和8年2月27日
 岐阜家庭裁判所大垣支部
令和7年（家）第20078号
 東京都中央区銀座6丁目17番1号
 申立人 東京信用保証協会
 本籍東京都江戸川区春江町5丁目16番地、最後の住所群馬県前橋市大渡町1丁目1番地58あすなろ大渡、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和5年11月20日、出生の場所新潟県東頸城郡牧村、出生年月日昭和18年10月3日、職業無職
 被相続人 死 松野 武治
 群馬県前橋市南町3-21-14 山岡俊介法律事務所
 相続財産清算人 山岡 俊介
 催告期間満了日 令和8年3月2日
 前橋家庭裁判所

令和7年（家）第80038号
 東京都北区赤羽北1丁目13番10-303号
 ディアハイム赤羽南館
 申立人 安立 智
 本籍東京都新宿区西落合3丁目2番、最後の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷7丁目32番8号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和6年7月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和63年8月21日、職業自営業
 被相続人 死 安立 雄飛
 事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町1-36見留ビル5階A 小泉・池田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小泉 英郷
 催告期間満了日 令和8年3月16日
 さいたま家庭裁判所
令和7年（家）第80249号
 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保904番地10A棟320号室
 申立人 武田 純子
 本籍東京都墨田区文花2丁目13番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区三橋4丁目875番地2、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日令和7年4月14日、出生の場所東京都牛込区、出生年月日昭和18年9月1日、職業無職
 被相続人 死 渡部 勉
 事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2松栄浦とビル4階 新埼玉法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 加村 啓二
 催告期間満了日 令和8年3月16日
 さいたま家庭裁判所
令和7年（家）第30217号
 千葉市中央区中央4丁目17番8号
 申立人 千葉県信用保証協会
 本籍千葉県八千代市萱田町757番地10、最後の住所千葉県八千代市萱田町757番地10、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日令和6年6月14日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和42年2月23日、職業無職
 被相続人 死 本木 順
 事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉9階 みどり総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 斎藤 泰斗
 催告期間満了日 令和8年3月2日
 千葉家庭裁判所

令和7年（家）第30099号
 千葉市中央区中央4丁目17番8号
 申立人 千葉県信用保証協会
 本籍奈良県生駒市元町1丁目285番地1、最後の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘7丁目24番1-213号 壱番館、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年9月2日、出生の場所奈良県生駒市、出生年月日昭和50年4月10日、職業会社役員
 被相続人 死 市川 祐介
 事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号 千葉中央トーセイビル9階 藤井・滝沢総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 朝倉 賢大
 催告期間満了日 令和8年3月30日
 千葉家庭裁判所佐倉支部
相続権主張の催告
 次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
令和7年（家）第2108号
 愛知県岡崎市竜美中2丁目1番地8
 申立人 天野 茂樹
 本籍愛知県蒲郡市金平町折坂6番地7、最後の住所愛知県蒲郡市拾石町浅岡1番地7 蒲郡眺海園、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日平成24年11月26日、出生の場所愛知県宝飯郡西浦町、出生年月日昭和21年7月7日、職業不詳
 被相続人 死 市川 幸雄
 催告期間満了日 令和8年3月2日
 名古屋家庭裁判所豊橋支部
令和7年（家）第2109号
 愛知県北設楽郡設楽町津具字寺屋敷17番地
 申立人 村松 豊
 本籍愛知県豊橋市花中町49番地1、最後の住所愛知県豊橋市西七根町字むつみね台3番地14、死亡の場所愛知県田原市、死亡年月日平成26年1月11日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和34年9月1日、職業不明
 被相続人 死 佐々木秀治
 催告期間満了日 令和8年3月2日
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第197号	福井県三方郡美浜町久々子第47号38番地 債務者 株式会社千鳥苑 代表者代表取締役 橋本 富夫 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木 宏 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時30分 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第60号	北海道空知郡南幌町元町2丁目3番8号 債務者 有限会社山や松田商店 代表者取締役 松田 保則 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深村 真人 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第184号	北海道稚内市萩見3丁目14番7号 債務者 有限会社エムケイ 代表者代表取締役 松本 一夫 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 和志 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第128号	青森県八戸市下長2丁目3番23号 債務者 株式会社アドプリンター 代表者代表取締役 斎藤 正顕 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 龍介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第1128号	東京都調布市国領町1丁目41番地4 債務者 株式会社リハイブ 代表者代表取締役 小野 清史 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂倉 渉太 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時15分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1770号	沖縄県中頭郡北谷町北前1丁目20番2号1階 債務者 株式会社ダイムラー・オキナワ 代表者代表取締役 小木 正和 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐伯 昭彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後3時10分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第229号	静岡県浜松市天竜区春野町堀之内1262番地の8 債務者 株式会社アキハ路高原 代表者仮代表清算人 加藤 美江 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荘田 耕司 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後2時 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第230号	静岡県浜松市天竜区春野町堀之内1262番地の8 債務者 株式会社アキハ原木 代表者代表取締役 加藤 美江 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 莊田 耕司 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時40分 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第66号	新潟県上越市西本町3丁目10番6号 債務者 有限会社増井酒店 代表者代表取締役 増井 大輔 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 莊田 耕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第264号	静岡県浜松市中央区萩丘3丁目14番7号 債務者 株式会社アドック 代表者代表取締役 杉山 貴訣 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 美和 繁男 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第3198号	新潟地方裁判所高田支部 大阪市淀川区塚本3丁目14番6号 債務者 株式会社ディーワーク 代表者代表取締役 山口 浩 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加古 洋輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第148号	兵庫県宝塚市湯本町4-25 債務者 株式会社OGAWA CONCERT O 代表者代表取締役 小川 忍 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 正治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時45分 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第213号	奈良県生駒市上町4368番地2 債務者 株式会社建築設計エムズ 代表者代表清算人 宮島 志織 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時20分 奈良地方裁判所破産係

令和7年8月15日午後1時 令和7年8月15日午後3時 第1528号

- | | | | |
|---|---|--|---|
| 令和7年(フ)第61号
北海道小樽市長橋3丁目22番2号
債務者 株式会社オフィス小野
代表者代表取締役 塩田 智
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古宮 靖子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日前11時
札幌地方裁判所小樽支部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前11時45分
6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 高興
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日前1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 |
| 令和7年(フ)第168号
茨城県つくば市観音台1丁目21番16号
債務者 医療法人社団薬善会
代表者理事長 宮原 英夫
1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 徳田 祐介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日前11時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 香崎 弘文
4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日前1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡部 源
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前2時
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久貝 仁
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日前11時20分
6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 |
| 令和7年(フ)第36号
宮崎県日南市吾田東1丁目6番20号
債務者 株式会社鳴海屋
代表者代表清算人 鬼塚 孝則
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川谷慎一郎
宮崎地方裁判所日南支部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 | 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西村 徹
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日前1時
6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木徳太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前11時45分
6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 美和 繁男
4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日前3時
6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 |
| 令和7年(フ)第130号
青森県八戸市類家3丁目13-1 アメニティ
A-201号室、住民票上の住所青森県八戸市
大字尻内町字高田3番地3 ファーストライ
フA102号
債務者 土橋 公治
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 薫
4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで | 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森永 正之
4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 信也
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日前11時10分
6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
2 主文 傾記のとおり、債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂倉 渉太
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日前1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1266号
東京都国分寺市西町5丁目36番地30ヴィラサ
ンライズI101
債務者 鈴木 泰英 | 川崎市川崎区小川町14番地24 エスティメゾン川崎 1302
債務者 山中 良則 | | |

令和7年(フ)第188号 北海道旭川市東光15条4丁目5番3号 アビタシオン旭川Ⅱ 101号室、申立時の住所北海道旭川市東光14条4丁目5番1号 サーザンパートユニオンハウス103号 債務者 長谷川みゆき 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第190号 北海道旭川市住吉4条2丁目3番22号 フロイデ環206号室 債務者 宮向 麻耶 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5244号 東京都北区上十条1丁目25-18 市村方 債務者 伊禮 金字 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5245号 東京都足立区大谷田1丁目44-8-502 債務者 劍持倫巳子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3285号 大阪市北区国分寺1丁目2番10-905号 債務者 中島 龍 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5074号 東京都墨田区向島5丁目3-8-103 翠莊 債務者 古石喜代孝 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5246号 東京都新宿区上落合1丁目25-5-305 債務者 小野 俊明 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5247号 東京都江戸川区一之江1丁目14-7 債務者 宮腰 智寛 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後5時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後5時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第62号	名古屋市中区錦3丁目7-19 錦TKGビル 4F 破産者 株式会社オフィスHAP 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第777号	愛知県一宮市北小渕字大日143番地 破産者 株式会社サンフラワー 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第57号	北海道帯広市西十七条南1丁目13番13号 破産者 NK重機工業合同会社 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和6年(フ)第1662号	東京都町田市鶴川2丁目2番地12ウッドハウスB棟 破産者 白井 昌美 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1948号	東京都小平市喜平町3丁目2番13-101号 破産者 九頭見孝利 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第661号	東京都八王子市松木3番地9ヴィクトワール 203号 破産者 芦川 昌弘

1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第743号	茨城県つくば市花室911番地1 破産者 飯野 恵理 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第798号	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎西松原54番地 11 破産者 青木 栄祐 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第362号	京都市伏見区深草西浦町1丁目10番地の3口 イヤル深草707号 破産者 有限会社井辻コーポレーション 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
破産手続終結	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第89号	福岡県久留米市合川町字沼尻62番地9 破産者 エス・イー・レンテック有限会社 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1228号	福岡地方裁判所久留米支部
名古屋市西区新道1丁目9番地30 リンツネビル205号 破産者 株式会社三巧	

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第755号	北九州市小倉北区東篠崎1丁目7番15-305号、前住所北九州市小倉北区馬借1丁目3番20-601号 破産者 西森 和由 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2072号	名古屋市中村区名駅2丁目42番15号 破産者 中部エコテック株式会社 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第43号	名古屋市中区大須3丁目20番14号 破産者 憲樹商店株式会社 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第13号	名古屋地方裁判所民事第2部
三重県熊野市紀和町板屋101、開始決定時の住民票上の住所三重県熊野市紀和町板屋96番地 破産者 岡崎商会こと 岡本 尚 1 決定年月日 令和7年8月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
令和6年(フ)第1079号	津地方裁判所熊野支部
三重県志摩市阿児町鵜方3394番地10 破産者 岩城 延子 1 決定年月日 令和7年8月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
令和6年(フ)第27号	津地方裁判所伊勢支部破産係
宮城県登米市迫町佐沼字中江3丁目4番地5 セントラルタウンA、開始決定時の住所宮城県登米市迫町佐沼字下田中49番地10 破産者 菅原 安浩 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
令和6年(フ)第27号	仙台地方裁判所第4民事部破産係
宮城県登米市迫町佐沼字中江3丁目4番地5 セントラルタウンA、開始決定時の住所宮城県登米市迫町佐沼字下田中49番地10 破産者 菅原 安浩 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
令和6年(フ)第27号	仙台地方裁判所登米支部

- 令和6年（フ）第763号**
 埼玉県白岡市小久喜132番地1 エム・ペア
 202
 破産者 館山 和樹（旧姓石田）
 1 決定年月日 令和7年8月4日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年（フ）第1449号**
 埼玉県加須市土手1丁目10番2号
 破産者 齋藤 研一
 1 決定年月日 令和7年8月4日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年（フ）第48号**
 福岡県田川市大字杣2373番地5
 破産者 藤岡 祐
 1 決定年月日 令和7年8月4日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　福岡地方裁判所田川支部
- 令和7年（フ）第91号**
 神奈川県厚木市下荻野1217番地10
 破産者 富山めぐみ
 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部
- 令和6年（フ）第402号**
 愛知県刈谷市広小路4丁目215番地 アンプ
 ルーレフェール刈谷市駅403号
 破産者 松岡いらか

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　福井地方裁判所民事部破産係
- 令和4年（フ）第29号**
 愛媛県宇和島市津島町北灘丁1094番地、前住所愛媛県宇和島市津島町北灘丁1296-12
 破産者 水谷 修
 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　松山地方裁判所宇和島支部
- 令和6年（フ）第319号**
 奈良市富雄元町4丁目15番11号
 破産者 中神 時嗣
 1 決定年月日 令和7年8月4日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　奈良地方裁判所破産係
- 令和6年（フ）第557号**
 川崎市中原区上平間278番地 エバーグレース平間 316
 破産者 関 忠
 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手續を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係
- 令和6年（フ）第210号**
 福井市江守中1丁目112番地、旧住所福井県坂井市丸岡町磯部新保第5号23番地10
 破産者 山本 和美
 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手續を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　福井地方裁判所民事部破産係
- 令和6年（フ）第230号**
 福井県丹生郡越前町上川去第27号11番地4、旧住所福井県鯖江市鳥井町第7号4番地7
 破産者 桑原 和也
 1 決定年月日 令和7年8月5日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　横浜地方裁判所第3民事部
- 令和7年（フ）第399号**
 横浜市泉区岡津町190番地 C R C 第2 202号
 破産者 高橋 幸一
 1 決定年月日 令和7年8月6日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　横浜地方裁判所第3民事部
- 令和6年（フ）第424号**
 静岡県浜松市浜名区都田町8593番地の2、前住所静岡県浜松市中央区佐鳴台6丁目17番4号
 破産者 石塙 徳之
 1 決定年月日 令和7年8月6日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係
- 令和6年（フ）第19号**
 広島市安佐北区可部南1丁目8番45-304号
 サニーコーポ武田 I
 破産者 岡 美由紀
 1 決定年月日 令和7年8月6日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 　　広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第3号
広島県呉市宝町2番40-902号、開始決定時の住所広島県呉市中央3丁目2番8-305号 破産者 藤原 勝
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和6年(フ)第18号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江4600番地 破産者 西村 博貴
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所須崎支部
令和6年(フ)第222号
鹿児島市吉野町3322番地23、開始決定時の住所鹿児島市吉野4丁目28番28号 破産者 田中 直樹
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第279号
鹿児島市郡元町7番10号 A P R E G A L 101号 破産者 阪江千枝美
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第428号
鹿児島市中山2丁目15-31 住宅型有料老人ホーム美顔 2341号、住民票上の住所鹿児島市紫原2丁目6番23-41号 破産者 井前 光一 法定代表人成年後見人 井前あけみ
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第135号
鹿児島県姶良市西宮島町17番地14 破産者 新留 勇
1 決定年月日 令和7年8月6日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第2号
富山県魚津市仏田3403番地(1-204)、前住所富山県魚津市北鬼江2769番地5 ソルシェK A101号 破産者 稲田 稔(旧姓松野)
1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
2 一般調査期日 令和7年10月8日午後1時30分
令和7年7月30日 富山地方裁判所魚津支部
令和6年(フ)第735号
広島市南区宇品海岸3丁目8番46-401号 破産者 植 智子
1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
2 一般調査期日 令和7年10月1日午前10時30分
令和7年8月6日
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第326号
さいたま市緑区東浦和2丁目58番地6 浦和ハイツ1、旧住所埼玉県新座市野寺4丁目8番30号 野寺マンション303号室 破産者 吉田 孝史
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第2053号
東京都渋谷区神宮前1丁目6番地15号原宿ジュネビル2階 清算株式会社 株式会社N C I T L 代表清算人 星野 雄司
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第2054号
東京都中央区日本橋2丁目1番14号日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人 P L A Z A 総合法律事務所内 清算株式会社 株式会社ラックナム 代表清算人 小幡 明弘
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第9号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2461番地7 清算株式会社 株式会社小板橋宝飾 代表清算人 小板橋礼子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 甲府地方裁判所
令和7年(ヒ)第5号
熊本市東区桜木4丁目16番29-2号202 清算株式会社 株式会社M S I 代表清算人 宮崎 浩二
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 熊本地方裁判所民事第1部
特別清算終結
令和7年(ヒ)第1号
長崎県対馬市美津島町鶴知甲490番地の1 清算株式会社 株式会社S K
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。 長崎地方裁判所厳原支部

令和7年（再イ）第3号 鳥取県倉吉市東昭和町81番地2 再生債務者 小西 秀貴 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	令和7年（再イ）第27号 奈良県大和郡山市額田部北町636番地5 再生債務者 上村 正人 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第23号 静岡県富士市横割3丁目7番7号 再生債務者 増田 拓朗 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月19日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年（再イ）第48号 静岡市清水区西大曲町6番42号 再生債務者 杉山祐太郎 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月17日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第10号 長崎県北松浦郡佐々町口石免1340番地 末永 団地 F棟303号 再生債務者 川野 重信 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月22日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第70号 京都市右京区花園伊町48番地 ウエストコート花園 301 再生債務者 山本 龍吾 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月19日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第12号 鳥取県境港市渡町3683番地 再生債務者 船越 拓実 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年（再イ）第16号 長崎県佐世保市須佐町13番10—1号 再生債務者 石田 美恵 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第31号 大阪府門真市速見町5番11—307号 再生債務者 澤田 孝弘 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第33号 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1007番地11 再生債務者 大崎 匠 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第12号 鹿児島県西之表市安納217番地 再生債務者 中園 優希 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第49号 大阪府岸和田市南上町1丁目19番15号 レジデンス寿楽日光304号 再生債務者 伊達 純 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年（再イ）第25号 奈良市大安寺5丁目2番10—206号 再生債務者 白木 郁恵 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月22日まで 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第72号 岡山市北区白石西新町9番地103 クリエイト21 305 再生債務者 土倉 浩資	1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	

令和7年(再イ)第15号 盛岡市東見前9地割62番地63 再生債務者 須永 樹慰 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(再イ)第15号 東京都日野市大字川辺堀之内168番地 再生債務者 橋本 智史 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第14号 山梨県笛吹市御坂町金川原1610番地14 再生債務者 渡辺 謙治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 1日まで 令和7年8月4日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第206号 北海道石狩市樽川5条3丁目64番地 再生債務者 三浦 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月6日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第4号 福島市新浜町3番4号新浜プラザ506 再生債務者 五十嵐俊夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 福島地方裁判所	令和7年(再イ)第5号 岐阜県可児市緑ヶ丘3丁目40番地 再生債務者 今井 寧治 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(再イ)第29号 大阪府泉佐野市大西2丁目2番65号 再生債務者 大崎 将輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 1日まで 令和7年8月4日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第71号 札幌市西区発寒6条9丁目3番23-202号 再生債務者 川原 篤佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月6日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第5号 茨城県取手市青柳446番地3 アジュールB 棟203号 再生債務者 森 恵美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年(再イ)第15号 佐賀県鳥栖市曾根崎町1111番地3 パストラ ル204 再生債務者 遠藤 潤 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第7号 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1335番地2 再生債務者 小林 暑 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第11号 北海道帯広市西19条南2丁目16番8号 森田 ハイツ102号室 再生債務者 平賀 和枝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月6日 釧路地方裁判所帯広支部再生係
令和7年(再イ)第10号 茨城県稲敷市上須田753番地1 再生債務者 板垣 靖則 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年(再イ)第20号 佐賀県鳥栖市曾根崎町1111番地3 パストラ ル204 再生債務者 遠藤寿栄子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第8号 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1335番地2 再生債務者 小林 美穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第20号 愛知県岡崎市百々町字東側8番地 再生債務者 柴田 靖 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで 令和7年8月6日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第3号 群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1440番地1 再生債務者 野口 光広 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで 令和7年8月6日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年(再イ)第3号 宮城県大崎市古川休塚字童子川1番地8 再生債務者 山本 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで 令和7年8月6日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和7年(再イ)第3号 大阪府枚方市長尾家具町3丁目11番地の16 再生債務者 寿々こと 小林 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 2日まで 令和7年8月5日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第15号 福島県郡山市喜久田町堀之内字堀ノ在16番地 再生債務者 澤田 百合 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 5日まで 令和7年8月6日 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再イ）第2号	熊本県人吉市上林町1291番地26 再生債務者 赤池 幸太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月20日まで 令和7年8月6日 熊本地方裁判所人吉支部 令和7年（再イ）第4・5号
令和7年（再イ）第4・5号	兵庫県加古川市東神吉町砂部33番地の15 再生債務者 宇田川 純 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月2日まで 令和7年8月5日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第4・1号
令和7年（再イ）第4・1号	岡山市中区原尾島2丁目9番3号 ラ・イース原尾島103（旧住所）岡山市南区豊浜町2番4号 ヴィラフォレスタ302 再生債務者 白神颯太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月26日まで 令和7年8月5日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第7号
令和7年（再イ）第7号	兵庫県宍粟市山崎町宇野458番地 再生債務者 三井 正一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月27日まで 令和7年8月6日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和7年（再イ）第1・5号	徳島県徳島市川内町平石若宮64番地の1 グレイスフル川内Ⅱ 102号室 再生債務者 上村 翔太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月6日 松江地方裁判所出雲支部 令和6年（再イ）第1・8号
令和6年（再イ）第1・8号	山口県周南市城ヶ丘3丁目17番15号 再生債務者 吉田 忍 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月6日 山口地方裁判所周南支部 令和7年（再イ）第1・3号
令和7年（再イ）第1・3号	高知市長浜5321番地10 再生債務者 松田 伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月6日 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第1・7号
令和7年（再イ）第1・7号	高知県香南市野市町上岡2665番地 再生債務者 山下 義博 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月6日 高知地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生手続開始
給与所得者等再生による再生手続開始	令和7年（再口）第4号 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字屋岸128番地 再生債務者 猿田 葉月 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月17日まで 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年（再口）第5号 横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号 再生債務者 吉田 清 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第1号 福島市笹谷字城場9番地の18 再生債務者 加藤 淳一 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月4日 福島地方裁判所 令和7年（再口）第1号 福岡県久留米市御井町1763番地 6 再生債務者 深町 大嗣 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月26日まで 令和7年8月5日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再口）第8号 埼玉県八潮市大字大瀬1615番地 4 再生債務者 原田 清孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月5日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年九月十九日であり、組織変更後の商号はT R A P O L株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
T R A P O L合同会社
代表社員 森脇 健吾

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府大阪市福島区鷺洲二丁目五番二二一
一二二号
代表社員 山崎 祥
合同会社 れお

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府四條畷市楠公一丁目九番一五号はな
まる鍼灸整骨院
代表社員 井澤 大介

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府千代田区外神田三丁目六番四号第一
VO W合同会社
番地二
組合長 緒方 利彦

組織変更公告
当社は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
神戸市中央区元町通一丁目六番九号
合名会社藤和商会
代表社員 生島 哲

組織変更公告
当組合は、令和七年七月十二日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一ヶ月以内にお申し出ください。

令和七年八月十五日
佐賀県多久市南多久町大字下多久二四六七番地二
西谷生産森林組合
組合長 緒方 利彦

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千七百一万二千二百五十円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府四條畷市楠公一丁目九番一五号はな
まる鍼灸整骨院
代表社員 井澤 大介

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪府千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 藤原 摂

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
北九州市小倉南区沼緑町四丁目一六番二二二号
合同会社 H & P
代表社員 藤村美智代

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千七百一万二千二百五十円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区外神田三丁目六番四号第一
勤業信用組合秋葉原ビル五階
株式会社 D o t s f o r
代表取締役 大場 博哉

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億三千二百五十万四十円減少し一億円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 多田 健太郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億三千二百五十万四十円減少し一億円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 多田 健太郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 多田 健太郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億三千二百五十万四十円減少し一億円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 多田 健太郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億三千二百五十万四十円減少し一億円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸
内永楽ビルディング
代表取締役 多田 健太郎

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
株式会社 J - F U N 16
代表取締役 貝瀬 和人

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
CANDY HOUSE JAPAN
代表取締役 古 哲明

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二十五億五千五千万円、資本準備金の額を二十九億四千九百九十九万五千円減少し、それぞれ十億円、二億五千万円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪市中央区南本町一丁目二番七号
プリムラツクスジャパン有限公司
取締役 ヘムナニ・コマル・アショク

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二十九億四千九百九十九万五千円減少し、それぞれ十億円、二億五千万円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
大阪市中央区南本町一丁目二番七号
プリムラツクスジャパン有限公司
取締役 ヘムナニ・コマル・アショク

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二十九億四千九百九十九万五千円減少し、それぞれ十億円、二億五千万円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日
東京都千代田区有楽町一丁目一番三号東京
宝塚ビル一六階
代表取締役 アンドレ・ピー・ヒルトン

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもつて、令和七年九月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号

株式会社TWIN PLANET

代表取締役 矢嶋 健一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもつて、その所有する株式一株を二〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十五日

大阪市淀川区宮原四丁目二番一〇号

株式会社ベルチャイルド

代表取締役 藤田 好邦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年八月十五日

東京都文京区本郷二丁目一二番一三号

株式会社第一科学

代表取締役 奥川 博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年八月十五日

富山市南央町三番二八

株式会社宝来社

代表取締役 荒井 洋平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年八月十五日

大阪市中央区谷町二丁目三番四号サンシャイン大手前ビル八階

株式会社オーシャン情報センター

代表取締役 松田 泰司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

大阪市浪速区漆町一丁目三番一号

株式会社甲子社エイ・ブイ・シー

代表取締役 堀江 大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年八月十五日

兵庫県西宮市生瀬町一丁目二二番一二号

株式会社巨勢工務店

代表取締役社長 高井 京浩

合併につき株券等提出公告

当社は、R.Hサクセション株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券(新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む)を所有する方は、株券提出日(新株予約権証券提出日)である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十五日

記

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

令和七年八月十五日

記

限定期認公告

大阪市西区江戸堀二丁目一五番二七号

株式会社ライトハウス

代表取締役 江口 英樹

限定期認公告

本籍愛知県清須市西枇杷島町南二ツ杣六番地

株式会社ライトハウス

代表取締役 江口 英樹

限定期認公告

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 清水 万嗣

右被相続人は令和七年二月死亡し、その

相続人は令和七年八月四日名古屋家庭裁判所にて申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年八月十五日

令和七年八月十五日

東京都豊島区東池袋二丁目三四番五号

株式会社オーブンロジ

代表取締役 伊藤 秀嗣

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に基づき優先資本金の額を金三十二億三千九百九十九円減少することにいたしました。

令和七年八月十五日

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日に解散し、規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方

法に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

札幌市中央区北二条西十三丁目一番地一〇

HINODE税理士法人

清算人 原井 常勝

任意清算公告

当法人は、令和七年七月十五日に解散し、規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方

法に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二一一番一〇一

https://www.web-public-notice.jp/

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

開示状況は次のとおりです。